

府監第1748号
令和8年1月26日

* * * * 様

| | |
|---------|-------|
| 大阪府監査委員 | 高橋 明男 |
| 同 | 中務 裕之 |
| 同 | 鈴木 一水 |
| 同 | 川村 和久 |
| 同 | 白木 恵士 |

住民監査請求について（通知）

令和8年1月5日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

- (1) 大阪府門真警察署の交通課及び地域課の警察官（以下「当該職員ら」という。）が、駐停車禁止場所等における違反に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）に基づく反則告知を怠ったことによる徴収されるべき反則金に係る府の歳入の逸失と財産的被害
- (2) 前記(1)の交通違反に係る車両使用者による駐車禁止除外指定車標章の不正使用を当該職員らが確認・摘発する義務を怠っていることによる過料（放置違反金）及び反則金の徴収阻害

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

当該職員らは、前記1(1)の交通違反者に対して道交法に基づく反則告知を怠り、漫然と放置又は移動の呼びかけのみで済ませており、当該職員らの違法・不当な怠慢により、府は本来得られるべき反則金（歳入）を逸失し、財産的損害が生じている。また、当該交通違反に係る車両の使用者は、駐車禁止除外指定車標章を不正に使用（目的外使用・使い回し）している疑いがあり、当該職員らがこれを確認・摘発する義務を怠っていることにより、本来課されるべき過料及び反則金の徴収が阻害されている。

3 求める措置の内容

当該職員らに対する損害賠償請求及び是正措置（適正な取締りの実施による歳入確保）

第2 住民監査請求の要件に係る判断

1 地方自治法第242条第1項の要件について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるととき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

2 判断

(1) 請求人は、当該職員らが、特定の交通違反者（駐停車禁止場所等における違反を繰り返していること）に対する道交法に基づく反則告知を怠り、府は徴収されるべき反則金を逸失し、財産的被害を被っているとして、当該職員に対する損害賠償請求及び是正措置を求めている。

しかしながら、行政実例（昭和23年10月12日自発第901号）によれば、公金とは「法令上当該地方公共団体又はその機関の管理に属する現金、有価証券をいう」とされており、道交法に基づく反則金は国庫金であり（道交法第125条第3項）、法令上府又は府の機関の管理に属する公金には当たらず、反則金の徴収は府が公金を賦課・徴収する場合に当たらない。

したがって、交通反則金制度の運用の如何によって府に公金の賦課又は徴収を怠る事実が生じることはない。

(2) また、請求人は、当該交通違反に係る車両使用者が、駐車禁止除外指定車標章を不正に使用している疑いがあるところ、当該職員らがこれを確認・摘発する義務を怠っていることにより、本来課されるべき過料や反則金等の徴収が阻害されているとも主張する。

この点、道交法第51条の4に基づく放置車両の使用者に対する放置違反金の納付命令の制度は、放置車両について、警察署長による標章の取付け、公安委員会による納付命令により、車両の使用による社会的便益を享受し、車両の包括的な運行支配を有する立場にある使用者に対して放置違反金を課すことによって、違法駐車の抑止を図ることを目的とするものである。

すなわち、放置違反金の納付命令の制度は、車両の駐車に係る道路交通法に違反した車両の使用者に対して金銭的な制裁を行うことにより、関係道路交通法を遵守させることを目的とする制度であって、放置違反金を徴収すること自体を目的とするものではない。したがって、放置違反金の納付が命じられ、放置違反金が納付された結果として、当該放置違反金の額が府の収入となるものであるが、放置違反金の納付命令は府の財産取得を目的として行われるもので

はない。

そして、放置違反金納付制度における放置違反金の標章の取付けの際、駐車禁止除外指定車標章の不正使用が行われているか否かについては、警察官等による現場における証拠に基づいた権限の行使を尊重せざるを得ないと言うべきである。

本件請求において、請求人は、放置違反金の徴収の懈怠による財産的損失の是正を求めているものの、実質的には、駐車禁止除外指定車標章の不正使用に関する警察官等の上記権限の行使を求めているものと解さざるを得ない。

(3) 以上によれば、本件請求の対象とする事項は、法第242条第1項の財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。